

フィジー

主要データ

国名〔英名〕	フィジー共和国 [Republic of Fiji]
面積 (km ²)	18,274
海岸線延長 (km)	1,129
人口 (人)	939,540
人口密度 (人/km ²)	51.4
GDP (bUS\$)	9.86
一人当り GDP (US\$)	10,490
主要鉱産物：鉱石	金、銀、ボーキサイト
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	国土鉱物資源省鉱物資源局 (Ministry of Lands and Mineral Resources、Mineral Resources Department : MRD)
鉱業関連政府機関	なし
鉱業法	Mining Act 1965 及び Mining Regulations 1966
ロイヤルティ	ロイヤルティは FOB ベースで徴収。ボーキサイトと鉄は 3%、その他の鉱物は 5%。
外資法	Foreign Investment Act 1999 および Foreign Investment Regulation 2009
環境規制法（環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等）	Environment Management Act 2005
鉱業公社	なし
鉱業活動中の民間企業	Newcrest Mining、Vatukoula Gold Mines、Xinfa Aurum Exploration (Fiji)、Thunderstruck Resources、Lion One Metals など

1. 鉱業一般のトピックス

フィジーにおける鉱業の主要生産物は金、銀及びボーキサイトである。特に同国の鉱物資源の輸出品目として重要なのは金であり、2020年には134.2mF\$（フィジー・ドル）の金を輸出しており、これはフィジーにおける国内生産品輸出額のうち11.7%を占めている。その他の鉱物資源に関しては、統計データが無いため輸出額は不明である。また、鉱業（採石業も含む）における雇用者数は2.1千人と全体の1.17%を占める。

同国の鉱業を長年けん引しているのは、中 Zhongrun Resources Investment 社の子会社 Vatukoula Gold Mines 社が操業する Vatukoula 金鉱山（旧 Emperor 金鉱山）であり、ここ数年は40千 oz/年前後の金を生産している。2021年6月、在加のロイヤルティ企業である Sandstorm Gold Royalties 社が同鉱山に対しストリーミング及びロイヤルティ契約を締結した。本契約では、Sandstorm 社は30m US\$を対価に同鉱山で生産された金をスポット価格の20%の価格にて6年で計25,920oz受領し、その後は生産量に応じた量の生産物を受領できるとし、さらに一部鉱区において1.0%NSRを取得した。

加 Lion One Metals 社が推進する Tuvalu 金プロジェクトは2020年に予備的経済性評価を更新しており、現状5年間のマインライフで331.3千 ozの金を採掘する計画である。2021年は引き続き深部

探鉱による資源量確保とともに、開発に向けた採掘計画の最適化とコスト試算を実施する予定である。

加 Kalo Gold 社は、Vanua Levu 島において Vatu Aurum 金プロジェクトを実施している。2020 年度は物理探査、2 本 400m の試錐調査等を実施し、16m @ 2.08g/t Au 等の優勢な金の着鉱を得ている。

2. 鉱業政策のトピックス

現在の鉱業法は 1965 年に制定されて以降、1977 年、1978 年、2016 年と 3 回改正されており、また鉱業規則 (Mining Regulations 1966) も 2018 年に一度改正されている。フィジー政府は持続可能な開発などを柱として現在の鉱業法を全面的に改訂すべく、2006 年に改正法案 Mineral (Exploration and Exploitation) Bill 2006 を提出するも審議が進展せず、その後何度か本法案の審議が試みられるも進展しなかった。しかし、政府が 2017 年に策定した 5 年及び 20 年の開発計画 (5-Year and 20-Year National Development Plan) において、2018 年から 2022 年にかけて鉱業法を近代化し、持続可能な開発を実現する目標を掲げており、このため政府は、採掘鉱物金属及び持続可能な開発に関する政府間フォーラム (Intergovernmental Forum on Mining, Minerals, Metals and Sustainable Development: IGF) の支援により鉱業法、1997 年鉱業政策 (Mineral Policy 1997) 及び過去の改正法案の吟味、検討を実施することとし、2021 年 12 月から新鉱業法に係るコンサルテーションを開始、2022 年 12 月までには施行することとしている。

フィジー政府は 2018 年 5 月に Fair Share of Mineral Royalties Act 2018 を成立させ、鉱業プロジェクトから徴収されるロイヤルティのうち、20%は国庫に、80%は土地所有者に分配することを決定している。Vatukoula 金鉱山から徴収されたロイヤルティは継続的に地元土地所有者に支払われており、2021 年 9 月に行われた 12 回目のロイヤルティ支払いにより、法律制定の 2018 年以降累計で 880kF\$ が土地所有者による基金 Nasomo Landowners Trust に支払われた。

また、同国はかねてから海底鉱物資源開発について反対の立場をとり、2019 年 8 月にはツバルで開催された太平洋諸国フォーラム (PIF) において太平洋諸国の首脳を前に Bainimarama 大統領が講演し、諸国の海域における科学に基づいた調査が実施できるよう、2020 年から 2030 年までの 10 年間は海底鉱物資源採掘におけるモラトリアム期間とするべきであると訴えるなどしてきたが、同大統領は 2021 年 9 月、第 76 回国連総会に合わせて開催された「自然と人間のための変革的行動ハイレベルイベント (Transformative Action for Nature and People High Level event)」において、フィジー海域での海底鉱物資源開発を禁止する旨、表明した。

(2022. 02. 10 シドニー事務所 片山弘行)